

以下は、弊社拠点の神戸市技術基準です。御注意ください。

1 防災防火対象物

(1) 防災規制を受ける防火対策物の部分等

法第8条の3，政令第4条の3で防災規制を受ける防火対象物には，次の部分等も含むものとする。

- ア 防災防火対象物の屋上部分及び防災防火対象物のポーチ，バルコニー等の外気に開放された部分
- イ 防災規制を受ける用途と受けない用途で構成される複合用途防火対象物で，防災防火対象物の用途に供する廊下，階段等の共用部分
- ウ 高層建築物で，その一部が政令第8条に規定する耐火構造の壁及び床で区画された防災防火対象物の用途以外の部分
- エ 工事中のサイロ，危険物の貯蔵タンク，ガス貯蔵タンク等
当該対象物は，省令第4条の3第1項第3号に規定する貯蔵槽に該当する。

(2) 次の防火対象物又はその部分には，防災物品を使用すること。

- ア 地下街と一体をなす建築物の地階で，防災防火対象物以外の用途部分
- イ 防災防火対象物以外の防火対象物で，政令第1条第2項に規定する従属的な部分となる飲食店，物品販売店舗，診療所等の部分
- ウ 防災防火対象物以外の防火対象物で，舞台を有し，短期的に映画，演劇等の催しに使用される部分
- エ 防災防火対象物以外の防火対象物で，短期的に物品販売，展示等に利用される不特定多数の者を収容する当該部分

2 防災対象物品

(1) 法第8条の3第1項，政令第4条の3第3項の防災対象物品には次のものが含まれるものであること。

- ア 仕切りに用いられる布製のアコーディオンドア，衝立て
- イ 室内装飾のために壁に沿って下げられている布製のもの
- ウ 布製ののれん，装飾幕，紅白幕等で，下げ丈がおおむね1m以上のもの
- エ 映写用のスクリーン（劇場，映画館等で使用されるもの）
- オ 展示会場で用いられる合板で，台，バックスクリーン，仕切用等に使用されるもの
- カ 店舗部分で，商品の陳列としてではなく，天井から下げられた状態又はパネル等として使用される合板
- キ 屋外の観覧席，通路等の部分に敷かれているじゅうたん等

(2) 次の床敷物等は，防災対象物品に含まれないものであること。

- ア 大きさが2㎡以下のじゅうたん等
- イ 特例基準第2条及び新特例運用基準第2.9に適合する共同住宅（二方向避難・開放型共同住宅及び共同住宅用スプリンクラー設備を設置した住戸）の住戸部分に使用されるじゅうたん等
- ウ 接着剤等で床に貼られ，床と一体になっている合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル
- エ 畳
- オ じゅうたん等の下敷にクッション材として使用されているアンダーレイ，アンダークッション，アンダーフェルト等
- カ 屋外の観覧場のグラウンド，フィールド等に敷かれているじゅうたん等
- キ プラスチック製ブラインド，木製ブラインド
- ク 外壁にそって垂れ下がっている広告幕

(3) 次の物品は防災性能を有している防災物品として取り扱うものであること。

建基法第2条第9号に規定する不燃材料，建基政令第1条第5号に規定する準不燃材料及び建基法政令第1条第6号に規定する難燃材料に該当するもの



3 参 考

(1) 防災製品の使用の指導

条例第50条の10の4の規定により、不特定多数を収容する就寝施設において使用する寝具類については、防災製品の使用するものであること。

(2) 防災製品の種類

- ア 側地類（ふとん側地、マットレス側地、敷布、ふとんカバー、毛布カバー、枕カバー等）
- イ 詰物類（寝具用中わた、プラスチック発砲体等）
- ウ ふとん類（ふとん、座ぶとん、ベッドパッド、枕（陶製のもの及び膝製のものを除く。）マットレス等）
- エ 毛布類（毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等）
- オ テント類（軒出テント、装飾用テント、キャンプ用テント等）
- カ シート類（工事用シートを除く。）
- キ 幕 類（消防法第8条の3に規定する防災対象物品及びその材料を除く。）
- ク 非常持出袋
- ケ 防災頭巾
- コ 衣服類（熱と炎による危険度が高い環境において使用される特殊作業服等及び消防隊用の服装を除く。）
- サ 布張家具等
- シ 布張家具等側地
- ス 自動車、オートバイ等のボディカバー
- セ ローバーティションパネル
- ソ 障子紙
- タ その他防災製品認定委員会が指定したもの

下線を付したものは、一般毒性及び接触皮膚障害性、点線を付したものは、接触皮膚障害性を有しないことを条件としている。

